

件名：【近畿 FIT・FIP 通信】2023 年 11 月 8 日号（令和 5 年度改正（FIT・FIP 制度）についてほか）

近畿 FIT・FIP 通信にご登録の事業者 各位

平素は、エネルギー行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

「近畿 FIT・FIP 通信」は、固定価格買取制度（FIT 制度）及び FIP（Feed-in Premium）制度に関連した情報について、近畿経済産業局から随時メールでのお知らせを行うサービスです。

■今回のトピック

1. 令和 5 年度改正（FIT・FIP 制度）について
2. 令和 5 年度水力発電関連補助事業の二次公募について
3. 2023 年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日について（再掲）

1. 令和 5 年度改正（FIT・FIP 制度）について

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_r5.html

令和 6 年 4 月 1 日に、以下のとおり、再エネ特措法が改正となります。

- ・説明会等の FIT/FIP 認定要件化
- ・認定事業者の委託先・再委託先に対する監督義務
- ・違反時の FIT/FIP 交付金を一時停止する措置等
- ・太陽光パネルの増設・更新に伴う価格変更ルール見直し
- ・関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

※本項目は、省令等により措置するものであり、令和 5 年 10 月 1 日から施行しています。

【改正の概要等はこちら】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_r5.html

2. 令和 5 年度水力発電関連補助事業の二次公募について

一般財団法人新エネルギー財団（NEF）では、令和 5 年度水力発電導入加速化事業費として、2 つの補助事業の二次公募を以下のとおり実施します。

- (1) 水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計を行う事業（事業性評価事業）
- (2) 水力発電の地域における共生促進等を図る事業（地域共生支援事業）

(1) 水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業（事業性評価事業）
水力発電所を新設及びリプレイス等の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う

事業に要する費用の一部を補助します。但し、水力発電設備の発電出力が 20kW 以上 30,000kW 未満のものです。

・水力発電事業性評価事業

自ら事業を行う民間事業者等及び地方公共団体による水力発電の事業初期段階における事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業に要する経費（人件費・調査費）及び総延長 100m 以上の調査に必要な作業道整備のための経費の一部を補助します。

・地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

地方公共団体による地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式による P F I 事業に係る運営を行う発電事業者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係る経費及び総延長 100m 以上の調査に必要な作業道整備のための経費を補助します。

○公募期間：令和 5 年 10 月 23 日（月） ～ 令和 5 年 11 月 24 日（金）

補助事業の詳細については、次のホームページをご参照下さい。

https://suiryokuhojo.nef.or.jp/jigyouseihyouka/20231023_jh.html

(2) 水力発電の地域における共生促進等を図る事業（地域共生支援事業）

水力発電所（20kW 以上 30,000kW 未満）を開発する事業者が、立地地域との課題解決や共生を図るために実施する事業に要する費用の一部を補助（1/2 以内）します。

- ・会議等の運営や広報活動
- ・自然環境・社会環境の整備等を行うための調査・設計
- ・自然環境・社会環境の整備等を行うための設備や整備等の工事

○公募期間：令和 5 年 10 月 30 日（月） ～ 令和 5 年 11 月 24 日（金）

補助事業の詳細については、次のホームページをご参照下さい。

https://suiryokuhojo.nef.or.jp/chiiikikyousei/20231030_ck.html

○公募説明会の開催（オンライン形式）

【事業性評価事業、地域共生支援事業】

オンライン形式の公募説明会を以下の日時に実施します。

- (1) 令和 5 年 10 月 31 日（火）13:30～16:00 Google Meet
- (2) 令和 5 年 11 月 15 日（水）13:30～16:00 MS Teams

★詳細、お申込みについては、下記の「NEF 水力関連補助事業ホームページ」を参照して下さい。

■参照 URL

詳細は、以下 URL の「NEF 水力関連補助事業ホームページ」を参照

（事業性評価事業と地域共生支援事業のいずれかから申し込んでいただければ結構です）
事業性評価事業 https://suiryokuhojo.nef.or.jp/jigyouseihyouka/20231023_jh.html

【お問い合わせ先】

一般財団法人 新エネルギー財団

〒170-0013

東京都豊島区東池袋 3-1-3 MUPRE 東池袋 2 階

(1) 事業性評価事業 TEL : 03-6810-0371 E-mail : phpd1@nef.or.jp

(2) 地域共生支援事業 TEL : 03-6810-0372 E-mail : chiikikyousei@nef.or.jp

3. 2023 年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日について（再掲）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/2023-nendokigen.pdf

例年、年度末に再エネ特措法に基づく新規・変更認定申請が集中することから、年度内の案件としてこれらの申請の審査を希望する場合の、申請期限日を設定しています。今年度も同様の状況となることが想定されることから、下記のとおり認定申請期限日をお知らせします。認定基準を満たすためには、当初申請時に接続同意書類を提出することや条例を含む関係法令を遵守することが必要ですので、申請前に電力会社や各自治体へ確認ください。

スケジュールに余裕を持ってご準備、申請をお願いいたします。

【新規・変更認定申請の提出期限】

(1) バイオマスの場合

【2023 年 12 月 1 日（金）】※原則電子申請

(2) 太陽光（10kW 以上）、風力、水力、地熱の場合

【2023 年 12 月 15 日（金）】※原則電子申請

(3) 太陽光（10kW 未満）の場合

【2024 年 1 月 5 日（金）】※原則電子申請

【詳細ページ】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/2023-nendokigen.pdf

【お問い合わせ先】

＜全発電区分について＞

0570-057-333 （受付時間：平日の 9:00 から 18:00）

※PHS/IP 電話からは、044-952-7917

<50kW 未満太陽光について>

0570-03-8210 （受付時間：平日の 9:20 から 17:20）

申請手続に関する情報については、下記ホームページをあらかじめよくご確認ください。

「なっとく！再生可能エネルギー」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html

※「近畿 FIT・FIP 通信」は、近畿経済産業局独自のメールサービスです。

※本メールの送信元アドレスは送信専用です。

送信元アドレスに返送されても応答できませんのでご了承ください。

※本メールは、「近畿 FIT・FIP 通信」に登録いただいているメールアドレスにお送りしております。

※受信メールアドレスの追加・変更・削除がある場合は、以下の URL より手続きをお願いいたします。

<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/tsushin/tsushin.html>

※本サービスに関する問合せ先

経済産業省近畿経済産業局 エネルギー対策課

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44

Tel：06-6966-6043（直通）
